

(仮称) 八竜風力発電所更新計画に係る環境影響評価準備書
に対する知事意見

1 総括的事項

(1) 本事業の実施に当たっては、工事施工業者等への指導に努め、環境保全措置の確実な履行を確保すること。

また、最新の知見や技術等を可能な範囲で導入することにより、一層の環境影響の低減に努めること。

(2) 現段階で予測し得ない環境保全上の問題が工事中及び供用後に生じた場合は、速やかに調査を行い、関係機関と協議の上、適切な措置を講ずること。

なお、工事中及び供用後に地域住民から苦情が発生した場合は、適切に対応すること。

(3) 現段階で採用する風力発電機が決定していないことから、評価書の作成に当たっては、採用する風力発電機を確定した上で、本準備書の環境影響評価結果に変更が生ずる場合には、その諸元等を用いて改めて予測及び評価を行うとともに、適切な環境保全措置を講ずること。

また、既設風力発電機の撤去を含む事業計画について、地域住民や地元自治体等（以下「地域住民等」という。）に広く周知するとともに、丁寧な説明を行い、事業に対する理解を得るよう努めること。

(4) 県内の一部地域では風力発電機の設置が原因と考えられる電波障害が発生していることから、本事業の実施に当たっては環境影響評価項目としての選定の有無によらず、地域住民の生活環境に十分配慮するとともに、影響が生じた場合は、関係法令等に従って適切に対応すること。

2 個別的事項

(1) 騒音

本準備書では、施設の稼働に伴う騒音レベルが、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（平成 29 年 5 月 環境省）に基づく指針値を下回ると予測しているが、本事業は、陸上風力発電事業としては大型の 4, 300kW の風力発電機を、特に静穏を要する地域の周辺に設置する計画であることから、施設の稼

働に伴う騒音に含まれる振幅変調音や純音性成分等により、地域住民のわずらわしさ（アノイアンス）の程度が上がる可能性がある。

このため、施設の稼働に伴う騒音について、計画している事後調査を適切に実施するほか、施設設置後の振幅変調音等の程度を明らかにすること等により生活環境への影響の把握に努めること。

（3）動物

ア 実施区域及びその周辺では、ミサゴ及びオオタカの飛翔及び営巣が確認されていることから、工事の実施による生息及び繁殖等への影響が懸念される。

このため、工事の実施に当たっては、低騒音型の建設機械の採用等の環境保全措置の実施を徹底する等により、希少猛禽類の繁殖等への影響を回避又は低減するよう努めること。

また、工事の実施による希少猛禽類の繁殖等への影響について、適切に事後調査を行い、重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえ、追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 実施区域は、渡り鳥の集団飛来地である八郎潟干拓地の西方に位置しており、渡りの時期等における主要な移動経路となっている可能性があるほか、ミサゴ等の魚食性鳥類が生息している。また、実施区域周辺には既設及び計画中の風力発電所が多数存在することから、本事業の実施によるこれら鳥類の移動経路の遮断・阻害やバードストライクの発生が懸念される。

このため、施設の稼働後のバードストライクに係る事後調査を適切に実施し、鳥類への重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえ、追加的な環境保全措置を講ずること。

（3）景観

事業者によれば、既設の八竜風力発電所は地域の景観資源として認識されているとしているが、風車の大型化や配置の変更によって景観の変化が伴うことから、本事業の実施による景観への影響が懸念される。

このため、本事業の実施による景観への影響について、地域住民等から問い合わせがあった場合等は、丁寧に説明を行い、理解を得るよう努めること。